

平成26年伯耆町区長協議会1月定例会 議事

1. 平成25年伯耆町区長協議会事業実績(案)及び収支決算(案)について

(1) 平成25年伯耆町区長協議会事業実績(案)について

1) 定例会の開催

区分	日時・場所	内 容	備 考
1月 定例会	日時 2月15日(金) 10:30~11:40 場所 伯耆町農村環境改善セ ンター 多目的ホール	平成24事業実績報告 平成24年収支決算報告 平成25年役員の選出	開会前、伯 耆町定例表 彰式を開催
4月 定例会	日時 4月26日(金) 14:00~16:10 場所 伯耆町農村環境改善セ ンター 多目的ホール	平成25年事業計画 平成25年収支予算	
12月 定例会	日時 12月6日(金) 15:00~ 場所 伯耆町農村環境改善セ ンター 多目的ホール	平成25年事業実績(見込 み) 平成25年収支決算(見込 み) 伯耆町地域自治活動交付 金の算定方法	第一部とし て、まちづく り講演会を 開催

2) 役員会の開催

	日時・場所	内 容
第1回	日時 2月15日(金) 11:40~11:55 場所 伯耆町農村環境改善セ ンター 多目的ホール	会長、副会長、委員の選任
第2回	日時 4月11日(木) 15:00~16:35 場所 本庁舎2階 応接室	【協議】 平成25年事業計画について 平成25年収支予算について 環境美化活動事業の実施について 町の事業について
第3回	日時 5月30日(木) 13:00~15:00 場所 岸本保健福祉センター	【協議】 先進地視察研修の実施について 防災活動事業の実施について 地域自治活動交付金の算定方法につい て

第4回	日時 8月2日(金) 14:00~16:00 場所 本庁舎2階 応接室	【報告】 環境美化活動事業の実施結果について 先進地視察研修の実施結果について 【協議】 防災活動事業の実施について 地域自治活動交付金の算定方法について
第5回	日時 10月21日(月) 14:00~15:40 場所 本庁舎2階 応接室	【報告】 防災活動事業の実施結果について 【協議】 来年度の事業日程について 12月定例会の日程と内容について 地域自治活動交付金の算定方法について

3) 環境美化活動事業

①実施日時 平成25年5月12日(日) 午前7時~9時

②各集落の実施状況

地区名	実施集落数 (前年)	参加人数 (前年)
八郷地区	14集落中 11集落 (14集落中 12集落)	272名 (302名)
大幡地区	12集落中 11集落 (12集落中 9集落)	491名 (444名)
幡郷地区	10集落中 10集落 (10集落中 10集落)	787名 (752名)
二部地区	16集落中 16集落 (16集落中 16集落)	234名 (272名)
溝口地区	30集落中 23集落 (30集落中 25集落)	659名 (691名)
日光地区	9集落中 5集落 (9集落中 8集落)	85名 (173名)
合計	91集落中 76集落 (91集落中 80集落)	2,528名 (2,634名)

※事業の趣旨にご賛同いただき、集落の都合上5月12日以外に実施された集落の実績も記載。

4) 防災活動事業

①実施日時 平成25年9月29日(日) 8:00~

②各集落の実施状況

地区名	実施集落数(前年)	参加人数(前年)
八郷地区	14集落中 5集落 (14集落中 6集落)	209名 (276名)
大幡地区	12集落中 11集落 (12集落中 9集落)	713名 (628名)
幡郷地区	10集落中 9集落 (10集落中 8集落)	731名 (650名)
二部地区	16集落中 11集落 (16集落中 9集落)	366名 (367名)
溝口地区	30集落中 23集落 (30集落中 23集落)	936名 (860名)
日光地区	9集落中 5集落 (9集落中 5集落)	155名 (209名)
合計	91集落中 64集落 (91集落中 60集落)	3,110名 (2,990名)

【鳥取県自主防災組織等知事表彰を受賞】



日時 9月8日(日)10:30~
会場 鳥取駅前バードハット
(とっとり防災フェスタ2013)

5) 研修事業

I 先進地視察研修

- ①実施日 平成25年7月9日(火) 8:40~16:10
- ②テーマ 住民主導のまちづくり
- ③視察先 島根県出雲市平田町 木綿街道振興会
- ④参加者 31名(区長19名、荘連合区長1名、区長以外7名、
二部地区活性化推進機構4名)

II まちづくり講演会

- ①実施日 平成25年12月6日(金) 13:30~14:45
- ②テーマ 身近なまちづくりの活動を知る
- ③講師 日野町の若手農業集団
楽園 園長 高田 昭徳 氏
- ④演題 「よそ者と地域」
- ⑤参加者 94名

6) 会員相互の親睦事業(懇親会)

- ①実施日 平成25年4月26日(金)
- ②場所 ビアホフ・ガンバリウス
- ③参加者 37名(区長21名、町16名)

(2)平成25年伯耆町区長協議会収支決算(案)について

1)収入の部

(単位:円)

科目	本年度予算額	本年度決算額	比較増減	摘要
町交付金	200,000	90,053	△ 109,947	伯耆町区長協議会活動支援事業交付金
会費	120,000	120,262	262	地域自治活動交付金の1%
諸収入	1,000	595	△ 405	預金利息等
前年度繰越金	0	0	0	
計	321,000	210,910	△ 110,090	

2)支出の部

(単位:円)

科目	本年度予算額	本年度決算額	比較増減	摘要
役員会費	67,200	67,200	0	役員会出席報償費 2,400円×6人×4回=57,600円 会計監査出席報償費 2,400円×4人×1回=9,600円
事業費	196,600	120,531	△ 76,069	
環境美化活動	67,200	58,972	△ 8,228	役員巡回報償費 2,400円×3人×1回=7,200円 ゴミ袋購入費51,772円
防災活動	2,400	6,757	4,357	知事表彰授賞式費用弁償 2,400円×1人×1回=2,400円 役員巡回報償費 2,400円×1人×1回=2,400円 チラシ用紙1,957円
研修	87,000	33,802	△ 53,198	①先進地視察研修 視察料500円×35人=17,500円 道路使用料 0円 保険料68円×32人=2,176円 おみやげ 3,150円 写真用紙代976円 ②まちづくり講演会 講師謝金 10,000円
会員相互の親睦	40,000	21,000	△ 19,000	助成金1,000円×21人=21,000円
事務局費	33,000	23,179	△ 9,821	消耗品費10,815円 通信運搬費4,630円 封筒7,230円 ゴム印504円
予備費	24,200	0	△ 24,200	
計	321,000	210,910	△ 110,090	

収入合計 210,910
 支出合計 210,910
 差引 0

監 査 報 告 書

平成25年伯耆町区長協議会の経理状況、その他について、諸帳簿、証拠書類等を監査した結果、適正に処理されていることを認めます。

平成25年12月24日

監査委員 田中稜心 

監査委員 高 昭治 

監査委員 長瀬川和幸 

2. 平成26年伯耆町区長協議会役員の選出について

地区	集落名	氏名	備考
八郷地区			
大幡地区			
幡郷地区			
二部地区			
溝口地区			
日光地区			

※任期：平成26年1月28日～平成26年12月31日

※会長（1名）・副会長（2名）・委員（3名）は、各地区から選出された役員の互選により、決定します。

ただし、副会長の選出については、伯耆町区長協議会規約第5条第2項の規定により、岸本地域・溝口地域からそれぞれ1名ずつ選出することとなっています。

3. 区長名簿及び区長協議会役員名簿の送付について

- (1) 目的 集落活動に関する情報交換や、他の集落との連携した取り組みなどを推進するため
- (2) 名簿の内容 区長名簿…集落名、区長名
役員名簿…役職名、地区名、集落名、区長名
- (3) 送付範囲 伯耆町区長協議会を構成する区長
- (4) 送付時期 平成26年2月25日の区長便(予定)

【参考】平成26年伯耆町区長協議会の事業実施予定日について

- (1) 環境美化活動事業…例年6月第三日曜日
実施予定日 平成26年6月15日(日) 7:00～9:00
- (2) 防災活動事業…例年9月最終日曜日
実施予定日 平成26年9月28日(日) 8:00～

伯耆町区長協議会規約

(名称)

第1条 本会は、伯耆町区長協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本会は、伯耆町内における自治会(集落)の相互の連携と親睦を図るとともに、その共通の問題の解決に向けた協議を行い、住民自治意識の高揚と地域社会福祉の向上に資することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 自治会相互の連絡調整及び意見交換
- (2) 住民生活の安全及び環境美化の推進
- (3) 町政への協力、要望・提案
- (4) 災害時等における相互応援
- (5) 自治会・地域の振興のための研修会
- (6) 地域活性化に関する調査・研究・協議
- (7) 社会福祉事業の推進
- (8) その他、本会の目的達成のため必要と認められる事業

(組織)

第4条 協議会は、自治会の区長及び複数の自治会で構成する連合区の代表者をもって組織する。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 委員 3名
- 2 役員は自治会の区長の互選により、各地区(八郷・大幡・幡郷・二部・日光・溝口)から1名ずつ選出し、会長・副会長は選出された役員の互選により決定する。ただし、副会長は岸本地域及び溝口地域からそれぞれ1名ずつ選出する。
- 3 会長は、協議会を代表し、総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第6条 協議会の会議は会長が招集し、会議の議長は会長が務める。ただし、任期が満了した場合において、新たに会長が選出されるまでは、町長が招集し、議長は区長の中から選出する。

2 会議は、毎年1月・4月・12月に定例会を行い、会長が必要と認めたときは役員会を開催する。また、区長の3分の1以上の者から招集の請求があるときは、会長は、臨時会を招集しなければならない。

3 会長は、会議に町執行者等の出席を求め、町行政について説明または意見を聴くことができる。

(会費)

第7条 協議会に属する自治会は、会費として伯耆町地域自治活動交付金の1%を、毎年納入しなければならない。ただし、1円未満を切り捨てとする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、伯耆町役場内に設置する事務局において処理する。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、協議会の設立総会の日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年12月5日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年4月27日から施行する。